

「年度後半における集中的な就職面接会事業」 の業務委託に関する仕様書

1 概要

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校において卒業年次の者並びに既卒3年以内の者を対象とした、就職面談会を年度後半（令和4年11月～12月中旬）にオンライン（Web）方式により開催する。

2 委託内容

- (1) 就職面談会の企画、準備、運営に係る全ての業務
- (2) 参加企業の募集、選定、技術支援
- (3) 学生等参加者の確保及び周知広報
- (4) 就職面談会当日の運営
- (5) 就職面談会の開催結果報告

3 具体的な内容

- (1) 参加対象者（求職者）

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校において卒業年次の者並びに既卒3年以内の者
 - (2) 開催期間等
令和4年11月から12月中旬に1日(3時間程度)実施すること。
 - (3) 開催方法
オンライン（Web）方式で開催することとし、参加企業及び参加求職者において双方向のやり取りを可能とすること。
 - (4) 参加企業
ハローワークに求人提出を行っている企業を中心に25社以上とし、参加企業の選定方法は労働局と協議し、労働局の了解を得た上で決定すること。
なお、厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」、「もにす認定企業」については、受託者から個別に参加を打診するものとし、参加を希望する場合には必ず参加させるものとする。その際は、それぞれが参加企業一覧や就職面談会で認定企業であることがわかるようにすること。
- ア 島根県内に就業場所がある企業で、正社員の募集を行っていること（就業形態が派遣であるものは除く）。

- イ 既卒3年以内の者の応募が可能であること。
- ウ 業種及び募集職種の内容を吟味し、学生等求職者のニーズにマッチした参加企業とすること。
- エ 参加企業の当落に係る各企業への連絡及び対応については、すべて受託者の責任において実施すること。

(5) 目標数

参加対象者(求職者)の参加人数の目安を参加企業数の2倍程度とする。

(6) 開催環境について

- ア オンライン会議ツール等を使用し、ブース間を自由に行き来し、面談を行うことができる環境とすること。
- イ アプリケーションの使用にアカウント登録が必要な場合は、受託者においてアカウント登録を行うこと。また、使用するアプリケーションは、機能面において以下を満たすこと。
 - (ア) 企業及び求職者が無償で使用できること。(通信料は除く。)
 - (イ) 求職者が参加する際に、専用のアプリケーションをインストールしなくとも、Webブラウザから参加できること。
 - (ウ) 求職者が参加する際に使用するURLを事前に発行できること。なお、高校生が参加する場合は、使用するURLを生徒又は高等学校毎に事前に発行できること。
 - (エ) 企業、求職者及び受託者の間で映像及び音声による情報伝達を明確かつスムーズに行えること。
 - (オ) 企業が説明中に使用している端末画面を、求職者側の端末画面で同時に閲覧できること。
 - (カ) 企業が求職者に対して配布しようとする資料をクラウド上に保存し、求職者がダウンロード又は閲覧することができること。
 - (キ) 求職者からの質問を受け付けるためのチャット機能を有すること。
 - (ク) 参加者の映像の背景のみを、仮想の背景に切り替えて表示できること。
- ウ 企業説明については、同時に複数の求職者が参加できること。

なお、ユースエール認定企業、もにす認定企業は重点的にPR出来るようにすること。
- エ 運営者及び参加者による画像、音声データは、クラウド領域を含め一切の保存を禁止する。
- オ 参加企業に対し、Web会議システムや説明会のマニュアルを作成し、配布すること。希望がある企業には個別に説明を行う、リハーサルに協力

する等の技術的なサポートを実施すること。

カ 求職者（高等学校、生徒を含む）が、オンライン（Web）方式の企業説明会に不慣れであることが想定されるため、受託者は就職面談会当日に起こり得るトラブル等に備え、事前体験会を行うなど求職者を全面的にサポートすること。

（7） 就職面談会の事前周知・広報

就職面談会の事前周知及び求職者エントリー誘引のため、周知用リーフレットの作成・配布及び周知用ウェブサイトを構築すること。

ア スマートフォンによる閲覧に配慮したデザインとする。

イ サイトの掲載内容は「事業の内容」「企業情報」「エントリーフォーム」「エントリー方法」「就職面談会当日の参加の流れ」「求職者用Web会議システムの使用マニュアル」その他必要な情報とし、写真やピクトグラム等を適宜使用すること。

ウ 掲載内容・デザイン等については事前に労働局と協議の上行うこと。

エ 参加企業の一覧は決定次第随時告知すること。

オ イベントサイト「合説どっとこむ」にサイト公開日から参加申込締切日まで掲載すること。

カ SNS（Twitter）を活用した広告を実施すること。

キ Yahoo、Google等によるリスティング広告を実施すること。

（8） 当日は労働局との調整や不測の事態に備えるため、総括責任者を配置すること。

（9） 就職面談会当日に、企業や求職者に対し、アンケートを実施すること。
アンケートの内容については労働局と協議の上決定すること。

（10） 報道機関からの取材に対しては、事前に労働局と相談のうえ対応すること。

（11） 就職面談会終了後遅滞なく、開催結果報告書を提出すること。

開催結果報告書においては、参加企業及び参加学生等の数、属性、企業毎の面談実施人数、面談の結果、上記（9）のアンケート結果等を記載することが想定されるが、開催結果報告書の内容については、実施状況の分析、課題の整理及び次回以降の改善方法等労働局と協議の上決定すること。

4 留意事項

（1） 事業計画書の提出

受託者は受託が決定次第速やかに、本事業に係る詳細な計画書を提出することとし、労働局の了解を得る必要があること。内容が不十分であると判断される場合は計画の修正を行う必要があること。その他、労働局との

連絡調整を十分に行った上で業務を実施すること。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(3) 個人情報保護

受託者は、業務履行に際し個人情報を取り扱うため、契約締結後速やかに委託契約書に基づく「個人情報管理及び実施体制報告書」を提出し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合は、迅速に労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(4) 販売・宣伝の禁止

受託者は、Web上の就職面談会場等において、受託者の利益になりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(5) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

就職面談会等において、求職者のプライバシー侵害とみなされる行為及び労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(6) 再委託

ア 委託業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。

イ 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

ウ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他運営管理の方法について書面により申し出た上で、支出負担行為担当官島根労働局総務部長の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

（ア） 就職面談会の企画や当日の運営等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

（イ） 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が50%を越えること。

エ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で支出負担行為担当官島根労働局総務部長の承認を得るものとする。

オ 上記ウ又はエにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な

報告を聴取することとする。

カ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

キ 上記の守秘義務、個人情報保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、緊急時の対応等については、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(7) 委託費用の支払

一般管理費の算出に当たっては、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

(8) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延、その他問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 島根労働局職業安定部職業安定課 電話番号 0852-20-7018

(契約担当部局) 島根労働局総務部総務課 電話番号 0852-20-7006